

保護者様

京都市立翔鸞幼稚園

園長 平松 美和

## 「台風などに対する非常措置について」のお知らせ

本園においては、台風などにより京都市（※テレビ・ラジオなどでは「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報（暴風雪警報を含む）」「避難指示」「緊急安全確保」「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合には下記の措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報，幼稚園からメールで配信します情報にご注意ください。また，このお知らせもすぐ目につく所においていただきますようお願いいたします。

### 1 「特別警報」について

(1) 登園前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登園を見合わせ，自宅待機してください。

降園後，深夜0時までに発令された場合は，翌日を臨時休業に，深夜0時以降，登園までに発生した場合は当日を臨時休業とします。

(2) 保育時間中に「特別警報」が発令された場合は直ちに臨時休業となります。ご自身の安全に十分気をつけていただき，なるべく早く，迎えにきていただきますようお願いいたします。

なお，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。

### 2 「緊急安全確保」について

「緊急安全確保」が発令された場合は，「特別警報」に準ずる。

### 3 「暴風警報（暴風雪警報を含む）」について

(1) 登園前に発令された場合は，「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が解除されるまでは，登園を見合わせ，自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が解除になった場合は，次のような措置をとりますので，テレビやラジオ・インターネット等の報道にご注意ください。

1 午前8時までに解除になった場合は，平常通り登園してください。

2 午前9時までに解除になった場合は，9時40分から保育を開始します。

3 午前10時までに解除になった場合は，10時40分から保育を開始します。

4 午前10時現在，警報発令中の場合は，臨時休業となります。

(3) 保育時間中に「暴風警報（暴風雪警報を含む）」が発令された場合は，迎えにきていただくこととなります。連絡がとれるようにしていただきますようお願いいたします。

なお，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。

#### 4 「避難指示」について

- (1) 幼稚園所在の学区（翔鷲学区）に水害による「避難指示」が発令された場合は、命を守る行動を取ることを優先し、避難所など安全な場所に避難してください。避難指示が解除されるまで幼稚園は再開しません。
- (2) 「避難指示」が解除になった場合は、次のような措置をとりますので、テレビやラジオ・インターネット等の報道にご注意ください。
  - 1 午前8時までに解除になった場合は、平常通り登園してください。
  - 2 午前9時までに解除になった場合は、9時40分から保育を開始します。
  - 3 午前10時までに解除になった場合は、10時40分から保育を開始します。
  - 4 午前10時現在、避難指示発令中の場合は、臨時休業となります。
- (3) 保育時間中に「避難指示」が発令された場合は、その後の対応については、メール配信やホームページでお知らせいたします。

#### 5 「大雨警報」「洪水警報」について

原則、休園になりませんが、浸水、土砂崩れ、洪水等予想される危険が各地域で異なるため、自宅待機していただく場合があります。その場合はメール配信やホームページでお知らせいたします。

☆ 幼稚園と小学校では実態が異なるため、非常措置の講じ方に違いがありますのでご了承ください。

#### 【参考1】避難情報の名称

避情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保（※）【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

（内閣府作成「避難情報に関するガイドライン」から引用）

※ 「緊急安全確保」は、実際に発令される状況としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられる。

# 保存版

令和8年4月

保護者様

京都市立翔鸞幼稚園  
園長 平松 美和

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本園において、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 登園前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登園日を臨時休業とします。

※ 降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、保育を実施する場合は、(緊急連絡網/れんらくアプリ/ホームページなど)により、保育を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登園の再開日は幼稚園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて幼稚園から連絡します。

#### 2 保育時間中に発生した場合

保育時間中に発生した場合は休園となります。ご自身の安全に十分気をつけていただき、なるべく早く、迎えにきていただきますようお願いいたします。

なお、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。